

地球規模課題対応国際科学技術協力における 技術協力の実施に関する取極め

研究代表機関名
独立行政法人国際協力機構

* 「研究代表機関」は、SATREPSを連携して実施している共同実施機関であるＪＳＴ，ＡＭＥＤと共通で
用いている“事業固有用語”である。

実際に締結する「取極め」は、相手方機関の正式名称で記載する。

地球規模課題対応国際科学技術協力における 技術協力の実施に関する取極め

研究代表機関名（以下「省略名称」という。）及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、省略名称及び機構（以下「両者」という。）双方で連携し、地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力（以下「科学技術協力」という。）を実施するため、次のとおり科学技術協力の実施に関する取極め（以下「本取極め」という。）を締結する。

* 「省略名称」は「研究代表機関」名に応じて、「大学」「研究所」「センター」「研究機構」等とする。

（信義・誠実の義務）

第1条 両者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本取極めを履行しなければならない。

（目的）

第2条 本取極めは、両者が相互に補完しつつ連携して科学技術協力を実施することにより、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）における諸課題の解決に我が国の英知を投入するとともに、開発途上地域の研究者との共同研究を通じて、これら研究者の能力向上に貢献すると同時に新たな知見を創造・開拓し、ひいては世界の全ての国及び地域の課題解決に我が国の知見が寄与することを目的（以下「本目的」という。）として締結されるものである。

2 本取極めの対象となる個別の科学技術協力（以下「個別の協力」という。）の内容は、附属書に規定するところによる。なお、同附属書は、両者の書面による合意に基づき、必要に応じて変更することができる。

3 省略名称は、個別の協力を実施するために参画する省略名称を含む我が国の研究機関（以下「我が国の共同研究機関」という。）を代表する研究機関（以下「研究代表機関」という。）として個別の協力の実施を統括し、実施の責任を負う。また、個別の協力の実施に際して、個別の協力の対象となる開発途上地域の国（以下「相手国」という。）の共同研究機関（以下「相手国の共同研究機関」という。）と必要な調整を行う責任を有する。

（定義）

第3条 本取極めにおいて、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

1 在外研究員 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（以下「法」という。）第十三条第一項第一号ロに規定する開発途上地域に対する技術協力のための人員として次条第1項に規定する各期計画に基づき相手国に派遣される我が国の共同研究機関に所属する研究従事者をいう。ただし、我が国を出国した日から同各期計画に定められる業務を終了し我が国へ帰国する日までの期間（以下「派遣期間」という。）に応じ、在外研究員を次の2つに区分する。

イ 短期在外研究員 派遣期間が1年未満の者

ロ 長期在外研究員 派遣期間が1年以上の者

2 外国人研究員 法第十三条第一項第一号イに規定する開発途上地域からの技術研修員として次条第1項に規定する各期計画に基づき我が国での研究活動に参加する相手国の共同研究機関に所属する研究員をいう。ただし、外国人研究員による我が国での研究活動の期間（以下「受入研究期間」という。）に応じ、外国人研究員を次の2つに区分する。

イ 短期外国人研究員 受入研究期間が1年未満の者

ロ 長期外国人研究員 受入研究期間が1年以上の者

3 受入機関 外国人研究員を受入れる我が国の共同研究機関をいう。

（個別の協力の全体計画及び各期計画）

第4条 両者は、個別の協力の実施のため、当該個別の協力の開始前に当該個別の協力に係る全体計画（以下「全体計画」という。）を策定し、全体計画期間を複数の協力活動期に区分した一の区分期に対する各期計画（以下「各期計画」という。）を当該各期が始まる日の前日までに策定する。

2 全体計画及び各期計画には、個別の協力において、相手国に供与される目的で調達される機材（以下「供与機材」という。）の供与計画、在外研究員の派遣計画及び外国人研究員の受入計画その他個別の協力の実施に必要な事項（各期計画にあつては必要な経費の額を含む。）が記載され、全体計画には、当該個別の協力の到達目標が記載されなければならない。

3 機構は、全体計画及び各期計画に基づき、当該個別の協力に必要な予算（本取極めにおいて省略名称若しくは両者以外の者が負担すると定められているものを除く。）を措置する。

4 両者は、毎各期半期ごと及び必要が生じたときに各期計画の進捗状況を踏まえ、全体計画及び各期計画を修正する。

（省略名称の責務）

第5条 省略名称は、全体計画及び各期計画に基づき、我が国及び相手国の共同研究機関と調整の上、個別の協力を行う。

2 省略名称は、短期在外研究員への旅費の支払い（長期在外研究員に関しては、第8条第6項の規定に基づき、機構が直接支払いを行う。）、渡航に係る傷害保険への加入、外国人研究員の受入を行う場合の経費のうち第9条により省略名称が執行することとされる経費、供与機材の調達及び輸送（海外輸送を含む。以下同じ。）に要する経費、その他各期計画で省略名称が執行することとされた経費の執行並びに経費の額（消費税を含む。）の確定に関して責任を有する。

なお、省略名称が当該経費の執行に当たり適用する規定は、あらかじめ機構の確認を受けた省略名称の規程その他の定めによる。ただし、当該個別の協力に限定された供与機材の調達に関しては、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（平成七年一月一日発効）の附属書四に含まれる複数国間貿易協定における「政府調達に関する協定」が、同協定注釈第一条1の規定及び同協定の改正協定（平成二十六年四月六日発効）第二条第三項（e）の規定に基づき適用されないことから、省略名称は、同協定の適用がないものとして当該供与機材の調達手続きを行うことができる。

3 省略名称は、前項により執行及び確定した経費に疑義が認められる場合に機構より内部調査の指示を受けた時は、その結果を機構に報告するものとする。また、必要に応じて機構による立入検査を受ける時は、これに協力するものとする。

（機構の責務）

- 第6条 機構は、個別の協力が相手国と円滑にかつ実効性あるものとして実施されるよう、相手国との調整及び我が国における個別の協力の実施に関する調整を通じ、個別の協力の適切な監理に努めるものとする。
- 2 機構は、各期計画の末日において省略名称が前条第2項によって確定する経費の額に基づき、省略名称に対して所要の金額を支払う。
- 3 機構は、前項の金額を概算払いにより支払うことができる。この場合、省略名称は、当該概算払いの対象となった期間が終了した後速やかに機構に対して精算報告を行うとともに、精算手続きを行わなければならない。
- 4 第2項に基づいて省略名称に支払われた金員は、理由の如何を問わず機構に返金されないものとする。ただし、省略名称の責に帰すべき相当の理由のある場合は、この限りではない。
- 5 機構は、前条第2項により省略名称が執行及び確定する経費に疑義を認める場合は、省略名称に対して内部調査を指示し、その結果報告を求めることができるものとする。また、必要に応じて省略名称の事業所等に赴いて立入調査をできるものとする。
- 6 機構は、前項の結果不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができ、当該措置の内容を公表することができるものとする。

（両者の責務）

- 第7条 両者は、相互に協力して個別の協力を実施し、その内容に対する我が国の国民の理解と支持の獲得に努めるとともに、広報その他の機会を通じて個別の協力の成果と意義を国際社会に発信しなければならない。なお、個別の協力の実施及び成果等（第11条第1項に規定する報告書も含む。）について学会又は新聞等に公表する場合は、事前に両者協議の上、両者の連携によるものとして公表する。

（在外研究員の派遣）

- 第8条 各期計画に記載された短期在外研究員の相手国への派遣は、省略名称が実施し、長期在外研究員の相手国への派遣は、機構が実施する。
- 2 機構は、在外研究員が、派遣期間中に相手国における派遣先又はその関係者の故意若しくは過失により、財産上の損害を受けた場合又は疾病し、死亡し、若しくは身体に損傷を被った場合、当該派遣先又はその関係者に対し、その補償を請求する。
- 3 両者は、在外研究員が、派遣期間中に自己の故意又は過失により、相手国における派遣先又はその関係者に対して、財産上の損害を与えた場合又は疾病させ、死亡させ、若しくは身体に損傷を与えた場合、誠意をもって問題の解決に当たるものとする。
- 4 短期在外研究員の派遣期間中の事故等による死亡又は障害等への補償には、本取極めによらず省略名称が海外に自己の職員を派遣する場合又は我が国の共同研究機関に出張依頼を行う場合の当該職員に一般的に適用される規程（当該職員が海外派遣中の事故等によって死亡又は障害等の状況になった場合の補償のための規程等）その他の定めが適用される。なお、長期在外研究員に対する補償は、第6項による機構の専門家派遣制度が定める範囲内において、機構が措置する。
- 5 機構は、長期在外研究員の相手国への派遣に当たり、省略名称に推薦依頼を行い、省略名称は、機構からの推薦依頼に基づき、機構に対し適切な人材を推薦する。
- 6 機構は、長期在外研究員を機構の専門家派遣制度に基づき相手国へ派遣する。ただし、当該長期在外研究員については、機構の専門家派遣制度における国内給付の規程

にかかわらず、我が国の共同研究機関に対する人件費補てん等の支払い又は本人に対する国内俸の支給は行わない。

（外国人研究員の受入）

第9条 省略名称は、各期計画に記載された外国人研究員の受入を実施する。省略名称及び機構は、次の区分に従い所要経費を執行する。

イ 省略名称が執行する経費

1. 短期外国人研究員の受入に要する経費

渡航費及び滞在に要する経費（日当・宿泊料又は研修手当等）。

受入機関における外国人研究員の受入研究に要する経費として、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」（平成十六年文部科学省令第十六号）を準用し、同省令第二条に規定する大学院の研究科の区分における授業料の年額を同省令第六条の規定を準用して受入研究期間に応じて計算した金額。

当該短期外国人研究員の能力向上に資するための研究旅行を必要とする場合の経費。

受入機関以外の者による技術移転教育等を行う必要のある場合の、当該技術移転教育等に要する経費。

2. 長期外国人研究員の受入に要する経費

当該長期外国人研究員に学位を授与する場合における当該受入研究に要する経費として、当該長期外国人研究員が在籍する研究科等の授業料及び入学料その他の費用として学位を授与する機関が定める額。

ロ 機構が執行する経費

短期及び長期外国人研究員の我が国滞在中における旅行傷害保険を付保する経費（ただし、長期外国人研究員の国民健康保険料は除く）。

長期外国人研究員の渡航費及び滞在費（日当・宿泊料または滞在手当、その他機構が定める長期研修手当）

2 両者は、外国人研究員が財産上の損害を受けた場合又は疾病し、死亡し、若しくは身体に損傷を被った場合、当該損害又は損傷等の原因が受入機関又は機構の故意又は過失による場合を除き、その責任を負わない。

3 両者は、外国人研究員が、受入機関又は受入機関の関係者に対して、財産上の損害を与えた場合又は疾病させ、死亡させ、若しくは身体に損傷を与えた場合、誠意をもって問題の解決に当たる。

4 外国人研究員には、第1項において適用する機構の規程によるものを除き、本取極めに基つかず我が国の共同研究機関が海外から招へいする研究員に一般的に適用する規程（被招へい者が事故等によって死亡又は障害等の状況になった場合の補償のための規程等）その他の定めが適用される。

（機材供与）

第10条 省略名称は、各期計画に記載された供与機材について、原則として調達及び輸送を実施し、機構は必要に応じて助言等の支援を行う。なお、省略名称は、供与機材の相手国の政府への引渡し完了までの間を対象とする保険加入等必要な措置を講ずるものとする。

2 機構は、前項の供与機材に係わる経費（保険加入等必要な措置に係わる経費を含む。）を負担し、当該供与機材の所有権は、相手国の政府へ移転するまでは機構に帰

属するものとする。但し、原則として、機構が負担する輸送経費は相手国の通関地点までとし、通関手続き費用および相手国内の輸送並びに据付設置費用は相手国の政府が負担することとする。

- 3 供与機材の危険負担責任は、省略名称が供与機材を調達してから当該供与機材の所有権が相手国の政府へ移転するまでの期間は、第1項に定める保険等で保障されない限度において、機構が負うものとし、相手国の政府へ所有権が移転した以降は原則として相手国の政府が負う。ただし、省略名称の故意又は重大な過失により、相手国の政府に供与機材の引渡しができなくなった場合又は供与機材に損害が生じた場合は、省略名称が責任を負うものとし、当該損害等が供与機材の瑕疵に起因する場合は、省略名称は、当該機材の調達先の瑕疵担保責任が及ぶ範囲内で、瑕疵担保責任を免責される。
- 4 供与機材の所有権は、省略名称による供与機材の検収が終了し、相手国の政府へ引き渡された時点で、機構から相手国の政府へ移転する。

(知的財産)

- 第11条 省略名称が予め我が国及び相手国の共同研究機関等と文書をもって権利関係及び応分の負担の整理を行う限りにおいて、省略名称が個別の協力の実施のために別途取り交わす事業契約書の規定に従って機構に報告するために作成した報告書（以下「報告書」という。）を除き、個別の協力の実施に基づく成果物に関わる所有権及び知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）に定める知的財産権及び当該知的財産権を受ける権利をいう。以下、併せて「知的財産権等」という。）等の一切の権利は、省略名称又は我が国若しくは相手国の共同研究機関等のいずれかに又は複数の機関に共同して帰属し、機構に帰属しない。
- 2 省略名称は、前項の規定に基づき省略名称に帰属することになった知的財産権等（我が国又は相手国の共同研究機関等と省略名称との共有の知的財産権等については、機構への通知について当該共同研究機関等の同意を得た知的財産権等）に関し、当該知的財産権等に係る出願（実質的に同一の知的財産権等に係る出願の場合は、最初の出願のみとする。）又は譲渡を行ったときは、当該出願又は譲渡の日から60日以内に機構に対し通知し、機構は、当該通知について本取極め第14条の規定を準用し、秘密保持義務を負う。
- 3 報告書の著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に規定する権利をいう。ただし、同法第二十七条及び第二十八条に規定する所定の権利を含むが、著作者人格権は除く。）は、機構に帰属する。省略名称は、機構による報告書の利用及び翻案に関して著作者人格権を行使しない。また、機構は、省略名称の事前の同意なく報告書を一般に公開することができる。ただし、省略名称は、報告書に省略名称及び我が国又は相手国の共同研究機関等の秘密情報（第14条に定めるものをいう。）が含まれる場合は他の情報と明確に区分しなければならない。その場合において、機構は、当該秘密情報の公開可否について公開前に省略名称と協議し、公開する場合には省略名称の書面による同意を得なければならない。また、機構は、当該秘密情報について、省略名称が単独又は当該共同研究機関等と共同で知的財産権等に係る出願を行う場合は、省略名称の書面による同意を得るまで当該秘密情報の公開を遅延しなければならない。

(安全配慮義務)

- 第12条 省略名称は、在外研究員、外国人研究員その他機構の経費で各期計画に基づいて個別の協力に参加する者に対して、当該個別の協力の実施に当たっての安全配慮に係る機構の指示に従わせなければならない。また、省略名称は、機構の経費以外の経費で個別の協力に参加する者の安全に配慮しなければならない。
- 2 機構は、前項に定める機構の指示に反したことにより生じた事故について、その責任を負わない。
- 3 機構は、第1項に定める機構の指示が適正に遵守されない場合、当該個別の協力の一部又は全部を停止することができる。
- 4 個別の協力の実施に当たり、両者が第三者の参加を求めることについて別途合意する場合、当該第三者及びその関係者の安全の配慮に関して、省略名称、機構及び当該第三者のそれぞれが負担する義務及び事故が発生した場合の対応その他の事項について、両者はあらかじめ十分に協議し、合意するものとする。

(標章)

- 第13条 両者は、本目的を達成するため、相手方の標章を相手方の同意を得て使用することができる。

(秘密の保持)

- 第14条 両者は、個別の協力の実施において、本取極めの有効期間中に相手方から秘密情報である旨明示されて、口頭、書面その他の方法で開示又は提供された情報（以下「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意義務をもって秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意を得た場合を除き、これを個別の協力の実施に必要な範囲を超えて使用、改変、複製又は第三者へ開示若しくは漏洩してはならない。ただし、秘密情報が次の各号のいずれかに該当することを書面にて立証することができたときは、この限りでない。
- 1 開示又は提供された時点で、既に公知又は公用であったこと。
- 2 開示又は提供された後に、自己の責によらず公知又は公用となったこと。
- 3 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に開示又は提供されたこと。
- 4 開示又は提供された情報によらずして独自に発見又は開発し、保有していたこと。
- 5 裁判所、管轄官公庁その他法令の規定等に基づき開示されたこと。
- 2 両者は、前項の定めにかかわらず、法令等に基づき正当な権限を有する第三者から相手方の秘密情報の開示又は提供を要求されたときは、相手方の同意を得ることなく開示又は提供することができる。ただし、両者は、当該開示又は提供をする前に相手方に通知しなければならない。
- 3 両者は、第三者に対し、相手方の書面による同意を得て相手方の秘密情報を開示又は提供するときは、本取極めに基づき自己が負うのと同等の義務を当該第三者に課し、当該第三者と連帯してその遵守及び履行について一切の責を負わなければならない。

(損害に対する責任)

第15条 省略名称又は機構が、本取極めのいずれかの条項に違反し、又は個別の協力の履行に際して相手方若しくは第三者に損害を与えたときは、本取極めに別途定めた場合を除き、その損害の責任を有する者が、それぞれ相手方又は当該第三者に対してその責任を負う。

2 機構は、個別の協力に係る我が国若しくは相手国の共同研究機関が、当該個別の協力と同時期に当該個別の協力に関連して実施する研究活動により発生した財産上の損害その他の被害又は賠償に対してその責任を負わない。

(感染症分野の個別の協力に係る留意事項)

第16条 感染症分野の個別の協力においては、原則として人体に対する治験又は臨床試験は実施しないこととする。なお、機構は、我が国又は相手国の共同研究機関等が当該個別の協力と同時期に当該個別の協力に関連して人体に対する治験又は臨床試験を実施したことにより発生した有害事象その他の被害に対する治療又は賠償等に対してその責任を負わない。この場合において、省略名称は、相手国の共同研究機関等と当該人体に対する治験又は臨床試験の実施に伴う責任の所在についてあらかじめ調整の上、当該個別の協力の対象に含まれないことの確認を相手国の共同研究機関等と合意しておかねばならない。

2 機構は、感染症分野の個別の協力において、新規物質の評価測定以外の目的で、かつ、省略名称又は相手国の共同研究機関等の倫理委員会の許可を得た上で行われる血液採取等であっても、その実施により発生した有害事象その他被害に対する治療又は賠償等に対してその責を負わない。この場合において、省略名称は、相手国の共同研究機関等と当該実施に伴う責任の所在について予め調整、合意しておかなければならない。

(本取極めの解除及び個別の協力の停止)

第17条 両者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、相手方に対する書面による通知をもって直ちに本取極めを解除し、又は期間を定めて個別の協力の一部若しくは全部を停止することができる。本取極めを解除することとなったときは、相手方が当該通知を受領した日をもって解除日とする。なお、両者は、第3号又は第4号に該当する事由が生じた場合、直ちに相手方に通知しなければならない。

- 1 合理的な事由なく、個別の協力の実施を頻繁に停止したとき、又はことさらに怠ったとき。
- 2 関係国の法令又は本取極めに違反したとき。
- 3 破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。
- 4 財産の差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき。
- 5 前各号のほか、本取極めの他の当事者の信用及び利益を損なうような行為を行ったとき。

(不可抗力による本取極めの解除及び個別の協力の停止)

第18条 両者は、関係国の法令の改廃、天災、相手国の政府による決定その他の自然的若しくは人為的な事象であって、省略名称又は機構の責任によらない事由により、本取極めに定める両者いずれかの責務の履行が遅延し、又は妨げられる事実を認めた

場合、両者の協議により、本取極めを解除し、又は期間を定めて個別の協力の一部若しくは全部を停止することができる。なお、両者は、協議により本取極めを解除することになったときは、相手方に対する書面による通知によるものとし、相手方が当該通知を受領した日をもって解除日とする。

(本取極めの有効期間)

第19条 本取極めの有効期間は、第17条又は前条の規定に基づいて本取極めが終了した場合を除き、本取極めの締結日から個別の協力における最終の協力期間が終了する日までとする。ただし、本取極めの有効期間満了後又は第17条若しくは前条の規定に基づく本取極めの終了後も、第14条は両者が書面にて同意するまで、第5条第2項、第6条第2項、同条第3項、第8条第2項乃至第4項、第9条乃至第11条、第15条乃至第16条、第20条及び第21条は対象となる事象が消滅するまで、第5条第3項、第6条第5項及び同条第6項は別に機構が定める期間、第6条第4項は定めなく、なお有効に存続する。

(合意管轄)

第20条 本取極めに関する訴えは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 本取極めに定めのない事項で疑義が生じたとき、又は本取極めの内容に変更を加えるときは、両者の協議を通じた合意により決定する。

本取極めの締結を証するため、本取極め書を2通作成し、両者記名押印の上各々1通を保有する。

20××年××月××日

研究代表機関所在地住所

研究代表機関名称

研究代表機関代表者（締結権限者）印

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡 伸一 印

[附属書]

「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」（20××年 月 日付締結）第2条第2項に基づく個別の協力として、以下の内容を追加する。

1. 国 名： 国

2. 案件名：

（和）

（英）

3. 実施機関合意文書（R／D）締結日： 20 年 月 日

4. 協力期間： 20 年 月上旬（予定） ～ 20 年 月下旬（予定）
（R／Dに記載されている協力期間。
“最初のJICA専門家の派遣日から〇年間”等）

20××年 月 日

研究代表機関名称

実施担当部局

部局長 氏名

独立行政法人国際協力機構

実施主管課題部名

部長 氏名